

1 総合評価落札方式の概要

(1) 総合評価落札方式とは

価格のみの競争ではなく、価格と価格以外の要素（競争参加者の技術的能力、品質の向上にかかる技術提案）を総合的に評価し、技術と価格の両面からみて最も優れた案を提示した者を落札者とする方式。

(2) 総合評価落札方式の効果

- ・ 工事目的物の性能、品質の向上
- ・ 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減
- ・ 交通渋滞対策・環境対策・安全対策等への対応
- ・ 事業効果の早期発現
- ・ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることによる談合等の不正防止

2 沼津市が実施する総合評価落札方式の種類、施行方法等について

(1) 総合評価落札方式の種類

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（工事）活用ガイドラインに示されている方式を参考とし、次の種類に分け実施する。

ア 標準型（技術提案評価型）

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現する上で有効な、施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事に適用するものであり、例えば品質確保対策等、安全対策、交通・環境への影響等の観点から技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約にするもの。

イ 簡易型Ⅰ（簡易な施工計画評価型）

技術的な工夫の余地がある工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、簡易型Ⅱで求める技術資料（同種・類似工事の実績や経験、工事成績等）の内容に加え、簡易な施工計画を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約にするもの。

施工能力に加え、簡易な施工計画も評価することが適当な案件に適用する。

ウ 簡易型Ⅱ（施工能力評価型）

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、同種・類似工事の実績や経験、工事成績等に基づく技術力と価格と品質が総合的に優れた内容の契約にするもの。

施工能力を評価することが適当な案件に適用する。

この他、標準型対象工事によりもなお技術的な工夫の余地が大きい工事においては、高度技術提案型を採用できることとする。なお、高度技術提案型の詳細な運用については、本マ

ニューアルによらず別に定めることとする。

(2) 入札方針

沼津市が発注する建設工事のうち、沼津市建設業者指名委員会において、総合評価落札方式を適用することがふさわしいと認められたものを対象工事として選定する。

(3) 低入札価格調査制度

ダンピング受注防止を目的に低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

(4) 総合評価落札方式における落札者の決定

入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（技術評価点）を当該入札価格で除して得た数値（評価値）の最も高いものを落札者とする除算方式を採用する。

ア 評価値の算出式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 1,000 \end{aligned}$$

イ 技術評価点

標準点：発注者の設定する仕様（最低条件）を満足する場合に 100 点を付与。

加算点：企業の技術力、技術者の能力、施工上の課題に対する技術提案等の評価に応じて、標準型のときは付与した点数の合計を、簡易型Ⅰのときは点数の合計に 43 分の 30（評価点の満点が 43 点の場合）を、簡易型Ⅱのときは点数の合計に 27 分の 15（評価点の満点が 27 点の場合）を乗じて求めた数値。なお、加算点は、小数点以下 2 位止め（3 位を四捨五入）とする。また、加算点がマイナスとなった者は、失格とする。

ウ 入札価格

評価値の計算において、入札価格は千円単位とする（1,000 円未満の小数点以下で扱う）。

入札価格が「調査基準価格（入札書比較価格）」を下回ったときは、評価値の計算において、「調査基準価格（入札書比較価格）」を入札価格とする。

エ 評価値比較用係数

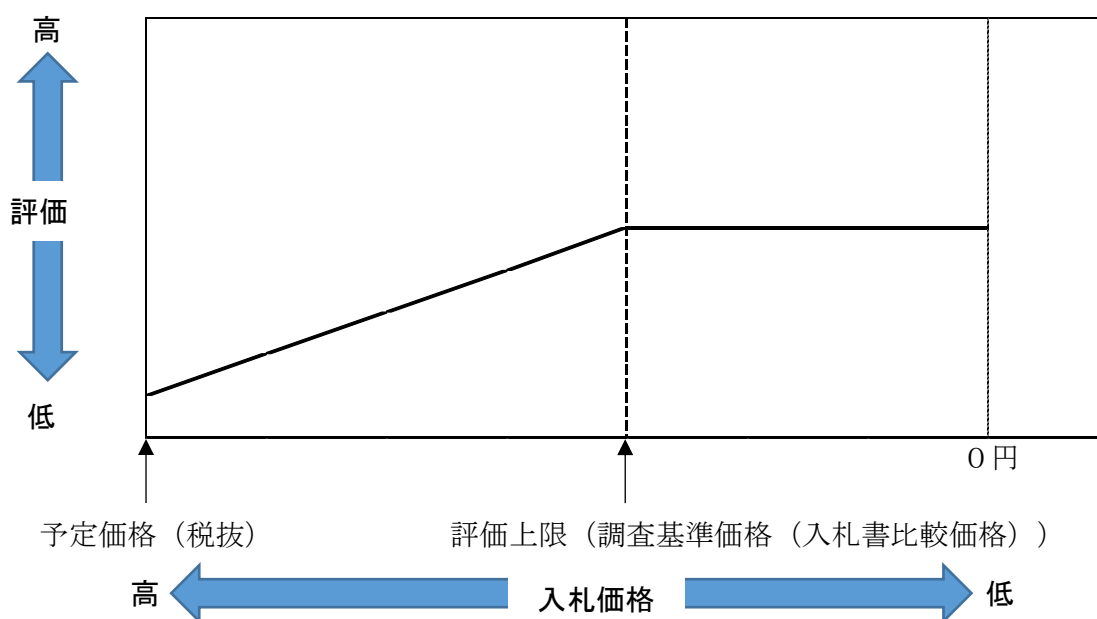
評価値の計算において、評価値を比較するため評価値比較用係数として 1,000 を便宜上乗じる。

オ 評価値

評価値は、小数点以下 4 位止め（5 位を四捨五入）とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすことができる。

評価に差が生じなかったとき（技術評価点と入札額がそれぞれ同値のときなど）で評価値が最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

図1 評価値の算出過程における価格評価のイメージ



- ・入札価格が高いと評価が低く、入札価格が低いと評価が高くなる。
- ・入札価格が低くなるほど評価は上がるが、入札価格が調査基準価格（入札書比較価格）」を下回ったときは、評価値の計算において、「調査基準価格（入札書比較価格）」を入札価格とする。

総合評価落札方式の具体例

簡易型Ⅱの制限付き一般競争入札 予定価格（入札書比較価格）55,000 千円 4者応札の場合

	標準点	加算点	技術 評価点①	入札額 (千円) ②	評価値 ①÷②× 1,000	順位
A社	100	6	106	50,000	2.1200	3
B社	100	15	115	52,000	2.2115	1
C社	100	8	108	54,000	2.0000	4
D社	100	12	112	51,500	2.1748	2

この場合、52,000千円で入札したB社が落札候補者になる。

(5) 総合評価落札方式における加算点の設定

企業の技術力、技術者の能力、技術提案に係る性能等に応じた加算点の範囲は次のとおりとし、工事の特性（工事内容、規模等）に応じて得点配分を行うものとする。

区分	最大加算点	評価項目
標準型 (技術提案評価型)	40～51	技術提案、企業・技術者の能力
簡易型Ⅰ (簡易な施工計画評価型)	30	簡易な施工計画、企業・技術者の能力・企業の社会性
簡易型Ⅱ (施工能力評価型)	15	企業・技術者の能力・企業の社会性

- (6) 総合評価落札方式における評価項目及び評価基準の設定
別紙「総合評価落札方式における落札者決定基準の標準モデル」を参照し、案件ごと適切に設定する。

3 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、総合評価落札方式の適用に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、評価基準や落札候補者の決定等について2人以上の学識経験者から意見聴取を行う。また、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。なお、意見聴取は、静岡県が設置する交通基盤部土木関係総合評価審査委員会に依頼する。

(2) 評価項目の公表

総合評価落札方式における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後早期に以下の事項を公表する。

- ア 業者名
- イ 各業者の入札価格
- ウ 各業者の評価値

4 技術提案内容の担保

落札者が提示した技術提案、簡易な施工計画（以下、技術提案等）について、その履行を確保するため、履行しなかった場合の措置について、公告又は技術提案等の書式において明らかにする。

ア 履行の確認方法

落札者が提示した技術提案等の内容は、全ての提案を施工計画書に記載する（図2 技術提案等の施工計画書への記載（例）参照）。ただし、落札者が提示した技術提案等の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

また、落札者は、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するための履行確認シート（図3 技術提案等の履行確認シート）を作成し、監督員は適宜、履行状況を確認する。

イ 技術提案等に係る設計変更

技術提案等の記載内容に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

ウ 工事成績の反映について

発注者は、技術提案等の内容について、履行が確認できない場合は発注者－落札者間において責任の所在を協議し確認する。

落札者の責により履行されていないことを確認した場合には、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合には、工事成績に反映させる。

5 ペナルティの設定

ペナルティは、評価項目ごと下表のとおり実施する。

	違約金請求	工事成績評定の減点
標準型（技術提案）	○	-5
簡易型Ⅰ（簡易な施工計画）	○	-5
市内企業の施工割合	—	-3

(1) 違約金の計算方法

違約金請求の対象は、2タイプ（標準型、簡易型Ⅰ）とし、技術提案等にて評価された提案が不履行の場合、達成度合いに応じて違約金を請求する。

（計算方法）

$$\text{違約金} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

(2) 工事成績評定点の減点方法

履行確認の対象となった項目について、不履行の場合に工事成績評定から減点する。ただし、技術提案等により提案された内容のうち、発注者が採用を認めないこととした提案内容または受注者の責によらないものは除く。

- ・技術提案等により提案された内容の不履行…不履行の項目ごとに、5点減点する。
- ・市内企業の施工割合の不履行…3点減点する。

			総括監督員	主任監督員	担当監督員
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認シート					
工事名	第 号				
	年度	工事			
工事場所	沼津市	地内			
技術提案等の内容(*1)	提案内容を記載				
写真や図面を添付する。なお、必要に応じて別葉とする。					
業務内容の履行を確認できる具体的な内容を記載					
*1 技術提案等とは、『簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」』です。 技術提案内容により、履行確認が複数回必要な場合は適宜実施する。					
履行確認結果				確認日	年 月 日
				確認者のサイン	

図3 技術提案等の履行確認シート